

# 企画競争説明書

業務名称：セネガル国セネガル川流域灌漑稻作事業準備調査

案件番号：190005

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年2月13日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年2月13日（水）

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

（1）業務名称：セネガル国セネガル川流域灌漑稻作事業準備調査

（2）業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

（3）適用される契約約款雛型：

（○）成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

（ ）業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

（4）契約履行期間（予定）：2019年4月上旬～2019年12月中旬

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### （5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2019年2月20日（水） 12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2019年2月25日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年3月1日（金） 12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとして下さい。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) XOF 1 = 0.192860 円
- b) US\$ 1 = 110.882000 円
- c) EUR 1 = 126.057000 円

5) その他留意事項

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／運営維持管理
- b) 灌漑施設設計／施工計画

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.99 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年3月14日(木)

までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)  
案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

#### 12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)）



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：サブサハラアフリカにおける灌漑・農業セクターのインフラ案件にかかる業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

##### 【業務主任者（業務主任者／運営維持管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：灌漑・農業セクターの有償資金協力に係る業務

b) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 灌漑施設設計／施工計画】

a) 類似業務の経験：灌漑業務に係る計画・設計業務

b) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力：語学評価せず

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合には個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（ ）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表  
セネガル国セネガル川流域灌漑稻作事業準備調査

別紙

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／運営維持管理	業務主任者のみ	業務管理グループ
(34.00)	(13.00)	
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：灌漑施設設計/施工計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 調査の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

セネガル(人口約1,541万人、1人当たりGNI950ドル、2016年、世界銀行)は、国家開発計画「セネガル新興計画(以下「PSE」という。)」(2014年)の下、2015年以降、年率6%台の高成長を記録、2018年以降は年率7%の経済成長が見込まれている(2018年、IMF)。

PSEの3本柱の一つである「経済と成長の構造改革」では、食料安全保障の強化と貿易赤字の是正が掲げられ、農業を経済成長の原動力として位置付けている。また、農業政策「農業開発加速化プログラム(以下「PRACAS」という。)」では、主食であるコメを戦略上重要な作物として、2017年までに穀ベースで160万トン、2019年開始のPRACAS2では2023年までに210万トンの生産目標を掲げている。他方、2016年のコメの国内生産量(穀)は88万トンに留まり、97万トンを輸入(精米)に頼るなど(FAOSTAT)、生産量の増大及び貿易赤字の是正に向けての取り組みが必要である。

国土の北部を流れるセネガル川の流域は、灌漑開発のポテンシャルが高く、PRACASで設定された全生産目標の約60%を同地域で担う計画となっている。同流域の灌漑開発や維持管理を担うセネガル川デルタ・セネガル川ファレメ流域灌漑整備開発公社(以下「SAED」という。)は、上記の目標達成に向け、小中規模の灌漑を中心に流域全体の灌漑稻作適地のうち63%を開発済であるものの、特に下流に位置するダガナ県、ポドール県では整備後30年以上経過し老朽化した灌漑地区も多く、また、既開発地(約8万ha)での放棄地の存在や貯蔵施設の不足による穀の変質・劣化が問題になっている。そのため、灌漑施設や関連農業インフラの整備等を通じた効率的な稻作の実現が求められている。

「セネガル川流域灌漑稻作事業」(以下「本事業」という。)は、セネガル川流域において、灌漑及び関連施設の拡充・改修並びに農業機械の調達により、コメの生産量の増大と輸入削減による貿易赤字軽減に貢献するものであり、PSE及びPRACAS2の目標達成に資するものと位置づけられる。

本調査は、セネガル川流域のダガナ県とポドール県を対象に、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 事業名

セネガル川流域灌漑稻作事業

## (2) 事業目的

本事業は、セネガル川流域のダガナ県とポドール県において、灌漑及び関連農業施設の拡充・改修並びに農業機械の調達等により、灌漑稲作の効率化と生産性の向上を図り、もって食料安全保障の強化及びコメの輸入削減による貿易赤字の軽減に寄与するもの。

## (3) 事業概要

- 1) 灌漑排水施設の拡充・改修（合計約 9,000ha を想定）
- 2) 関連農業インフラ（農道、倉庫等）建設及び整備
- 3) 農業機械（トラクター、コンバインハーベスター、精米機等）
- 4) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工管理等）

## (4) 対象地域

サンルイ州ダガナ県、ポドール県

## (5) 関係官庁・機関

農業・農村施設省

セネガル川デルタ・セネガル川ファレメ流域灌漑整備開発公社（SAED）

## (6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト（以下「PAPRIZ2」という。）  
(技術協力プロジェクト、2016 年～2021 年)

### 3. 業務の目的

本事業について、事業背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、最適な事業スコープ、実施（調達・施工）方法、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮の適用可能性等、我が国の有償資金協力として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するもの。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款の審査を当機構が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。このため事業内容の計画策定については、調査の過程で隨時十分当機構と協議すること。

一方、当該審査において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、セネガル側関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

#### (2) 主な協議先・カウンターパート

本事業の借入人となるセネガル政府(窓口は経済財政省)、農業・農村施設省、実施機関であるSAEDと十分な協議を行うこと。また、現地調査期間中はJICAセネガル事務所、農業政策アドバイザー、PAPRIZZの専門家等の邦人関係者とも情報交換を行いながら業務を進めること。

#### (3) 審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討材料となるため、以下の項目の結果の取りまとめに際して、機構から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼(契約変更)を行う可能性がある。

- ①調達・施工方法
- ②事業費
- ③事業実施機関の実施体制
- ④運営／維持管理体制
- ⑤運用・効果指標
- ⑦環境社会配慮

#### (4) 既存資料の活用及び迅速化提案

対象地域における気象・水文データ等、自然条件に関する情報、現在の運営維持管理体制、営農形態、農業機械化等の情報収集にあたっては、実施中のPAPRIZZで策定した稲作振興のための「マスター・プラン」を参照し、効率的に調査を実施すること。その他、効率的なデータ収集を目的として、衛星データの活用等が考えられる場合には、プロポーザルで提案すること。

また、開発途上国側の更なる迅速化への要望に応えるため、プロポーザルにて調査期間の短縮化案(例:調査工程の前倒しや要員配置の変更等を通じた早期の調査結果の提示)を検討・提案すること。

#### (5) 概略設計の作成

本事業は、複数の灌漑地区における事業(以下「サブプロジェクト」という。)実施を想定し、これらサブプロジェクトの選定を事業実施段階で行うセクタローンとしての実施が予定されている。ただし、円滑な事業実施に繋げるため、サブプロジェクトでのサイト選定、調査・設計、施工・維持管理計画に至る一連の実施プロセスや調整事項(灌漑区における農家を対象とした合意形成方法等)について実施機関の理解を深めることを念頭に、パイロットサイトを1ヵ所選定し、概略設計を行うこととする。

このため、本業務においては、①本事業全体にかかる検討、②パイロットサイトにおける検討、の2つの柱があることに留意する。

#### (6) 運営維持管理体制

既存の灌漑区はその規模に応じて灌漑ユニオンもしくは生産者組合による運営維持管理が行われ、本事業の実施機関であるSAEDがその支援を行っている。

今後の基本的な灌漑開発方針として、これまでの小規模灌漑区からある程度まとまりをもった規模での灌漑区整備により効率的な灌漑区運営・生産を図っていくことが求められていることから、本事業対象地域における運営維持管理体制について確認するとともに、(5)のパイロットサイトで改修・拡充を図る施設、機材については、運営維持管理を担う組織による管理が可能なものにする。また、施設完成後の体制について、人員体制、人材の能力、財政状況等を評価・確認し、適切なモデルとなり得る運営維持管理方法、収支計画等を検討する。同検討にあたっては、実施中のPAPRIZ2の活動状況や成果を十分に踏まえることとする。

#### (7) 現地企業の施工能力の把握と対処方針

本事業における灌漑施設及び農業関連インフラの整備については、LCB(Local Competitive Bid)を通じた現地企業による施工が想定されるため、既存の灌漑施設整備実績等を確認し、品質保持等の観点から必要とされる施工管理能力を有しているかを確認する。

また、SAEDはこれまでの灌漑区整備実績から一定程度の事業実施監理能力を有すると考えられるが、必要に応じて、コンサルティング・サービスのソフトコンポーネント等を活用した能力強化策を検討・提案する。

#### (8) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル」の参照

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているため、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料

(設計総括表、積算総括表等)の作成を行う。

#### (9) 環境社会配慮

本事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布、以下、「JICA環境ガイドライン」)の「カテゴリB」に分類されている。環境社会配慮調査については、セネガルの法制度において求められる環境社会配慮(EIA、各種環境許認可、用地取得・住民移転を含む)関連手続きの具体的な内容、必要書類、環境許認可取得までに要する期間等を確認する。また、JICA環境ガイドラインの概要、及び本事業についてJICA環境ガイドラインに沿って実施することについて、先方政府へ説明を行う。

概略設計を行うサイトに関しては、JICA環境ガイドラインに沿って調査を行うことについて、先方政府へ説明を行う。なお、本事業の対象範囲が、既存施設の改修であることと、拡張地域についても新規での用地取得を要する可能性が低く、居住者の移転又は土地の収用はほとんど想定されないが、必要に応じ、JICA環境ガイドラインに従い求められる手続き、環境社会配慮面からの代替案の比較検討、移転計画、工事期間中の代替地確保、生計回復支援策等につき、確認・検討する。また、実施段階で決定されるサブプロジェクトについて、どのように環境社会配慮の確認を行うかを規定する環境影響評価フレームワーク案、住民移転計画フレームワーク案を作成する。

#### (10) 事業概要の対外説明に係る資料作成支援等

本事業について、JICAが日本政府や本邦企業等に審議・説明を行う必要がある場合には、関連資料作成や質疑対応等の業務支援を依頼することがある。

### 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

#### (1) インセプション・レポートの作成、協議

- 1) 関連資料の確認・検討を行い、本事業の全体像を把握し、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、セネガル側実施機関であるSAED等に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、双方の役割分担、留意事項等を説明し、内容を協議・確認する。

#### (2) 事業の背景、目的、内容の確認

- 1) セネガルにおける農業開発・灌漑整備に係る上位計画をレビューする。
- 2) セネガル川流域における農業開発・灌漑整備の現状と課題を整理する。
- 3) セネガル川流域における農業開発・灌漑整備に関し、他ドナーによる協力実績・動向及びセネガル側の自己資金による実施事業の最新状況を確認するとともに、本事業との関連性や重複の有無を確認する。協力内容や実施事業の内容の把握にあたっては、本事業への応用を念頭に、類似事業において直面した課題や教訓を導出すること。特に、事業全体監理の体制、ほ場整備にかかるグッドプラクティス、灌漑区の運営維持を担う灌漑ユニオンや生産者組合との合意形成プロセス、農業関連インフラや農機の利用状況等を詳細にレビューすること。
- 4) 1)～3) を踏まえて、事業の目的と内容及び事業実施の妥当性を確認する。確認にあたっては、過去の整備事業に関する実施機関の監理実績や、特に有償資金協力による事業の資金管理プロセスなども確認すること。

### (3) サブプロジェクトの選定クライテリアの検討

- 1) 対象地域における過去の類似事業や現状の確認を踏まえ、本事業の実施段階でサブプロジェクトを選定する際の適切なクライテリアについて検討し、案として取りまとめる。セネガル側との協議・検討にあたっては、最終的なクライテリア決定は審査時に行われることについて、誤解のないよう留意する。
- 2) 現時点での想定されるクライテリアは以下の通り。
  - ① 対象灌漑地区の面積が●ha 以下であること（●は調査を踏まえて検討）
  - ② 対象灌漑地区の灌漑ユニオン/生産者組合が設立・機能していること
  - ③ 対象主要作物の一つとしてコメが含まれていること
  - ④ 技術的に実行可能で、経済的に妥当であり、社会的及び環境的に健全であること
  - ⑤ 経済的内部収益率が概ね 12%程度以上見込まれること
  - ⑥ ステークホルダーとの協議を含む環境影響評価が適切に実施され、必要な承認がなされていること
  - ⑦ その他適切でない要件を含まないこと（大規模な非自発的住民移転など。JICA 環境カテゴリ分類 B 以下となることを想定）

### (4) 概略設計を実施するパイロットサイトの選定

調査の初期段階時点において想定されるサブプロジェクトの選定クライテリア(案)を念頭に、今後実施機関が他灌漑区の改修・拡充事業を進めていくにあたり参考に

しやすいサイトであることを考慮したうえで300ha～600ha程度の灌漑区1ヵ所を選定する。なお、パイロットサイトの決定にあたっては、事前に実施機関及びJICAと合意する。

#### (5) パイロットサイトにおける事業の計画策定に必要な調査・分析

灌漑区の改修・拡張、関連農業インフラの整備、農業機械の各コンポーネントについて、下記の調査を実施し、施設設計や施工方法をはじめとする事業計画を検討する上で必要な分析を行う。なお、各調査の実施に際しては、必要に応じて、当該業務の経験・知見を豊富に有する現地の関係機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することも可能とする。また、現時点で予定している調査項目は以下の通りであるが、具体的な細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)については、コンサルタントがプロポーザルにて提案することとし、追加的に必要と考えられる調査項目があれば、その必要性を付してプロポーザルにて提案することとする。

なお、パイロットサイト決定後、追加で必要となる調査が発生し、その妥当性が認められる場合には、契約変更にて対応する。

##### 1) 灌漑区の改修・拡充

###### ① 地形測量

灌漑施設の平面・縦断図等の作成に必要な測量を行う。

###### ② 地質調査・土質試験

主要構造物等の建設予定地における基礎地盤等の確認に必要な調査を行う。

###### ③ 土壤調査

###### ④ 水文・気象・水資源調査

気温(最高・最低含む)、降水量、取水源等の水位データ、既存の用水データ(実績、計画)、作付データ(実績、計画)等、流量計算や水収支計算等に必要な情報を把握するための調査を行う。

##### 2) 関連農業インフラ

###### ① 地盤・地質調査

###### ② 地形測量、路線測量

###### ③ 既存農道構造調査(幅員、勾配、舗装状況、排水状況等)

④ 農業倉庫等については、既存の施設の規模、利用状況、利用形態、維持管理状況等、必要かつ持続的に利用可能な施設の仕様や数量の検討のための調査を行う。

##### 3) 農業機械

パイロットサイトにおける農業機械の利用状況、所有／利用形態、機械の維持管理状況、農家経営規模、現場のニーズ等を踏まえ、当該サイト

の営農に適した農業機械の仕様や数量を検討すること。

なお、導入に適した農業機械の検討にあたっては、SAED から日本製農機への関心が示されていることから、本邦企業へのヒアリング等、日本製農機の情報収集を必ず行うこととし、第三国製農機との比較検討を行うこと。また、現地代理店の有無、部品調達先等を含め、適切な維持管理体制の構築についても留意すること。

4) 環境社会配慮にかかる調査

「6. (16)」を参照のうえ実施する。

5) その他

各コンポーネントに関連する調査として、主に以下の項目を含む現状調査を行う。

- ・灌漑面積、灌漑システム方式（用水・排水）（老朽化の状況含む）
- ・男女別人口、現状受益者数、直接・間接裨益者数
- ・生産作物、生産量、生産面積、作付様式、営農形態
- ・水利用に関する権利関係、水利費
- ・維持管理体制（法律、制度等の確認を含む）、予算状況
- ・土地利用規制状況・権利関係、農地の利用集積状況
- ・ジェンダーの視点に立った事業内容を検討するために必要な事項等

(6) パイロットサイトにおける事業計画の策定

1) 全体構想及び投入規模の検討

6. (5) の各種調査・分析を踏まえ、パイロットサイトにおける整備方針を提示するとともに、想定される灌漑整備、農業関連インフラ、農業機械の各コンポーネントの投入規模（対象とする面積、農道延長、倉庫の規模及び数、農機の種類、農機の数量等）を検討する。

2) 運営維持管理計画、組織能力強化策の検討

事業内容を踏まえた運営維持管理計画を策定するとともに、事業の関連アクター（SAED、灌漑ユニオン、生産者組合等）に関して、必要な組織能力強化策を検討する。

3) 合意形成手法の取りまとめ

概略設計に先立ち、区画の整理や換地等の調整に伴う合意形成に関して、効果的・効率的な合意形成手法を取りまとめること。その際、他の灌漑区でも活用できる汎用性のある内容となるよう留意する。

4) 水文観測機器に関する検討

セネガル川流域の灌漑農業は主にポンプ灌漑によるものであり、効率的な水利用を行うには、水資源量を踏まえた適切な取水計画の策定及びモニタ

リングが必要となる。当該地域ではセネガル川の豊富な水量を背景に、水文観測機器の設置が少ないものの、将来の水需要増等に備え水文観測機器の導入が必要と判断される場合には、導入コストや維持管理体制、メンテナンス方法等を考慮した水文観測機器の仕様・数量、設置場所等を検討する。

(7) インテリム・レポート (IT/R) の作成・協議

上記結果について、インテリム・レポート(IT/R)に取りまとめ、セネガル側関係機関と協議・確認を行う。

(8) パイロットサイトにおける施設概略設計、施工計画及び維持管理計画の策定

パイロットサイトで整備する施設等の概略設計、施工計画及び維持管理計画の作成を行う。各コンポーネントの概要は以下の通り。

なお、灌漑整備の設計にあたっては、SAEDが有する規格"Note sur les normes d'aménagements"を参照することとするが、その他、参照すべき規定・基準等についても確認する。

具体的な細目及び追加項目等については、(5)同様、プロポーザルにて提案すること。

1) 灌溉用排水路

- ① 平面図、縦断図、横断図、構造図
- ② 用排水系統図
- ③ 水理縦断図
- ④ 土工図、数量計算
- ⑤ 施工計画（施工方針、施工監理計画、資機材等調達計画等）
- ⑥ ポンプ選定方針
- ⑦ 維持管理計画（維持管理方法、維持管理体制等）

2) ほ場整備

- ① 平面図、縦断図、標準断面図、構造図
- ② 区画、計画田面高の決定
- ③ 道路、用排水路の設計
- ④ 施工計画（施工方法、施工機械、資機調達等）
- ⑤ 維持管理計画

3) 関連農業インフラ

- ① 路線計画（対象路線選定）
- ② 概略設計（路線図、標準断面図、排水施設設計、付帯施設設計、計画交通量等）

③ 施工計画（施工方針、施工監理計画、資機材等調達計画等）

④ 維持管理計画

対象路線の選定については、生産物運搬や幹線道路へのアクセス、裨益住民数等を考慮し決定するものとし、倉庫の建設場所や数については、基本インフラ（電気、水の確保等）や、パイロットサイトの農家の利便性だけでなく、集荷業者によるアクセス性やパイロットサイトでの生産作物以外の保管に有効活用するケース等も想定し、倉庫の稼働率を加味した経済性の観点からも最適な計画となるよう留意する。

4) 農業機械

① パイロットサイトに適した農業機械の仕様、数

② 運営維持管理体制

③ 調達計画等

(9) 調達事情調査（現地調査、第三国調査、サブコンなど）

1) 現地のリソースの活用を検討するためにセネガル国内の施工業者の施工能力、技術力等について、関連案件に係る実績を調査し、検討する。

2) 資機材、建設機械の調達先、調達方法、調達価格等の妥当性を調査する。

(10) 本事業のサブプロジェクト候補となり得るサイトのロングリストの作成

基本的には実施機関からのヒアリングや既存資料に基づくリスト作成とするが、サブプロジェクト選定のためのクライテリア（案）から逸脱しないものをリストに含めるよう留意する。なお、本調査において得られた情報や実施機関の事業実施監理能力等を踏まえ、サブプロジェクトとして適切な規模（監理可能な規模）の検討を行ったうえで、リストを作成することとする。

(11) 農業機械に関する検討

パイロットサイトだけでなく、事業対象地域における農業機械の利用状況、所有／利用形態、機械の維持管理状況、農家経営規模、現場のニーズ等を踏まえ、本事業で想定される農業機械の仕様や数量を検討する。検討にあたっては、「6. (5) 3)」の通り、日本製農機の適用可能性に加え、適切な維持管理体制の構築についても留意すること。

(12) 水文観測機器に関する検討

「6. (6) 4)」の通り、パイロットサイトにおける水文観測機器の要否の検討を行うことに加え、サブプロジェクトでの導入もしくは灌漑区ごとではなく対象地域をカバー

する場所での水文観測機器の導入の必要性についても検討することとする。その結果、本事業の内容に含めることが妥当である場合には、実施機関やJICAと協議したうえで、内容に含めることを提案する。

#### (13) 事業実施体制

既存類似事業の実施体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。特にAFDや世銀等が支援しSAEDが実施する事業におけるSAEDの評価、またSAEDに対する技術支援等の内容及びそのパフォーマンス等について、把握すること。

具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認 (PMU: Project Management Unit の設立等)
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認 (法的な位置づけを含む)
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験

#### (14) コンサルティング・サービスの検討

パイロットサイトだけでなく、本事業の実施に際して必要と想定されるコンサルティング・サービス(詳細設計・調達支援・施工監理・維持管理体制構築及び組織強化支援等)の概要を提案する。

#### (15) プロジェクトの評価

本事業を1)定量的効果、2)定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標(運用・効果指標)を設定し、本事業完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。また、指標データの具体的な収集方法についても提案すること。

また、パイロットサイトについては、経済的内部收益率(EIRR)を算出する。算出にあたっては、JICAから提供される「IRR(内部收益率)算出マニュアル」に準拠するとともに、JICAが確認できるよう、算出過程をエクセルデータ等で提示すること。

#### (16) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドラインという。)が適用され、融資承諾前にはサブプロジェクトが特定できないものの、事業の性質から「カテゴリB」に分類されている。JICAガイドラインに基づき、以下1)の調査を通じて環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準の検討及び選定手続きをレビューし、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必

要に応じその配慮能力の強化策を提案する。また、以下2)3)の通り、適切な環境影響評価フレームワーク案、住民移転計画フレームワーク案を作成する。パイロットサイトの取り扱いは以下4)の通りとする。

なお、以下1)～3)の調査結果のとりまとめについては、それぞれ独立した文書とせずに統合した文書とすることも可とする(ただし、実施段階の運用が容易であるかを考慮の上、適切な文書校正となるように判断のこと)。

1) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
- ② 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - ・JICA環境ガイドライン(2010年4月)との整合性
  - ・関係機関の役割
- ③ 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認(サブプロジェクトにカテゴリBが選定される可能性があるか明確化する)
- ④ 実施機関の環境社会配慮能力(ESMS(Environmental and Social Management System))に係る調査実施、強化策の提案(実施機関の環境社会配慮手続き、実施体制、モニタリング体制、過去の事例や経験等を踏まえたESMSチェックリスト案の作成)

2) JICA環境ガイドラインに基づき、環境評価フレームワーク案を作成する。環境評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。

- ① 本事業及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトのEIAが本事業の承認前に作成されなかった理由
- ② 環境評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及びJICAの要件を遂行するうえでの借入人／実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無
- ③ 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測
- ④ 環境アセスとサブプロジェクトの計画に係るプラン(スクリーニングやカテゴリ分類、環境アセスと環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む)、サブプロジェクト選定の環境クライテリア

- ⑤ 住民協議フレームワーク、情報公開方法(サブプロジェクトのEIAの公開方法含む)、異議申立方法
  - ⑥ サブプロジェクトのEIAの準備から承認までの借入人／実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
  - ⑦ モニタリング及び報告体制(JICAへの報告体制含む)
- 3) JICA環境ガイドラインに基づき、住民移転フレームワーク案を作成する。なお、現時点では、非自発的住民移転はなく、用地取得の可能性は低いと想定されているが、現地にて想定されるサブプロジェクトの内容をよく確認し、住民移転フレームワーク案の必要性を確認のうえ、住民移転フレームワーク案の作成に着手すること。住民移転フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下の通り。
- ① 事業目的及び非自発的住民移転・用地取得の必要性
  - ② 住民移転計画を本事業の承認前に作成できない理由
  - ③ 住民移転計画の作成、承認プロセス
  - ④ 住民移転の総定数(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)
  - ⑤ 損失試算の保証及び生活再建対策の受給権者要件
  - ⑥ 再取得価格に基づく損失試算の補償手続き
  - ⑦ 移転前を比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
  - ⑧ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
  - ⑨ 住民移転に責任を有する機関(相手国政府、金融仲介者、エンドユーザー等)の特定及びその責務
  - ⑩ 損失試算の補償支払い完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
  - ⑪ 費用と財源
  - ⑫ 実施機関によるモニタリング体制(必須)、独立機関によるモニタリング体制(必要に応じて)(JICAへの報告体制含む)
  - ⑬ 住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略
- 4) パイロットサイトにおける環境社会配慮事項については、パイロットサイト選定の段階でJICAとカテゴリ分類(現時点では、カテゴリBと想定される)について協議し、JICA環境ガイドラインに基づき、該当するカテゴリに相当する調査を行い、重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画

案の作成作成、簡易住民移転計画(大規模ではないが非自発的住民移転が生じる場合、または用地取得が生じる場合)等必要な手続き支援を行うこととする。なお、セネガルの法律上、EIAが必要となり業務量が増えると判断される場合にはJICAと協議することとし、必要に応じて契約変更にて対応する。

必要な調査項目は以下のとおり。

- ① 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成
  - (ア) JICA環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン(2010年4月)<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
  - (イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
    - (a) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
    - (b) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
      - (i) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関する法令や基準等<sup>1</sup>
      - (ii) JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
      - (iii) 関係機関の役割
    - (c) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
    - (d) 影響の予測
    - (e) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
    - (f) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
    - (g) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
    - (h) 予算、財源、実施体制の明確化
    - (i) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議<sup>2</sup>の開催支援(実施目的、参加者3、協議方法・内容等の検討)

<sup>1</sup> JICA環境ガイドライン上、環境カテゴリがB、CもしくはF1であり、相手国法によりEIAの承認が義務付けられる事業について、JICAが事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

<sup>2</sup> 例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティな

② 簡易住民移転計画の作成支援(大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合)

(ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(a)～(l)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- (a) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む<sup>4</sup>)・樹木や作物の伐採等の必要性
- (b) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- (c) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- (d) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- (e) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- (f) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- (g) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- (h) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- (i) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (j) 費用と財源
- (k) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- (l) 社会的弱者<sup>5</sup>や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案

ど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

<sup>4</sup> 経済的住民移転について、生計手段の10%以上を失う経済的移転住民数を協力準備調査等により把握し、生活再建対策が提供されることを確認する。

<sup>5</sup> 例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

#### (17) ジェンダー、気候変動対策

本事業は、「ジェンダー活動統合案件」として分類されていることから、調査の実施に際しては、事業対象地域の社会における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても留意し、それらが明らかになった場合は、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。具体的な検討に際してのステップ(事業内容に反映するためのステップ)は以下の通り。

- 1) 事業の枠組みの中で、ジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- 2) ジェンダー視点に立った事業のアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。
- 3) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

また、本事業は、事業対象地域において、気候変動の影響により降水量の変動が大きくなると予測される場合、本事業を通じた灌漑施設の導入により、安定的な農業用水の確保に繋がることから、気候変動の適応に資する事業と位置づけられる可能性がある。このため、本調査においては、「JICA気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)」の【適応】(2.灌漑・排水)を参考に、本事業対象地域の気候変動の影響に係るリスク評価と特定されたリスクが本事業によって緩和されるか検討する。

#### (18) 事業実施スケジュール

上記を踏まえ、サブプロジェクト選定、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、バーチャートにより、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程(EIAの作成・承認や用地取得等)についても可能な範囲で加

味した計画となるよう留意する。

#### (19) 概算事業費

本事業の概算事業費については、以下に従って積算を行う。なお、下記1)の通り、報告書には事業費の総表を記載することとするが、JICAに積算内容を説明する際には、パイロットサイトにおける概算事業費を根拠に事業費を算出した事実がわかるようにすること。

##### 1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロント・エンド・フィー
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他1（融資非適格項目）

- ① 用地補償等
- ② 関税・税金
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 建中金利

##### h. その他2

- ① 完成後の委託保守費（もしあれば）
- ② 初期運転資金（もしあれば）
- ③ 移転地整備にかかる費用（もしあれば）
- ④ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ⑤ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部については算出方法等を JICA から指示することがある。

##### 2) 事業費の算出様式

事業費については、別途JICAが提供するコスト計算支援システム(Excel ファイル)の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

##### 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」

(2009年3月版)を参照する。

#### 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### 5) 他ドナーとの比較

他ドナー等が実施した類似案件についての事業費等を入手し、「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成する。

### (20) リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

概して開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがある。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、発生しうる問題への対応策をあらかじめ検討しておくため、本調査では、本事業の実施にあたって予想される事業リスクについて洗い出し、それらの回避策、緩和策、対応策について提案する。さらに、審査段階及び案件監理段階において発生しうるリスク事項の特定及び対応策をまとめ、別途JICAが提供する様式にて作成する。事業リスクについては、リスク軽減策とそのアクションプランを提案し、本調査においてセネガル国政府と十分協議、確認すること。

### (21) 事業実施に当たっての留意事項

事業実施に際しての以下の項目を含む調達方法の在り方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として別途JICAに提出する。

#### 1) 類似業務の調達事情

- ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理等）の一般状況
- ・現地施工業者の一般事情

#### 2) 入札方法、契約条件の設定

- ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等

#### 3) コンサルタントの選定方法

#### 4) 施工業者の選定方針

- ・P/Q : Pre-Qualification 条件の設定
- ・LCB : Local Competitive Bid の採否
- ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

### (22) 相手国負担事項の確認

以下の想定されるセネガル側負担事項を確認すると共に、以下の項目以外の先方負担事項がないか確認し、必要事項全ての実施手続き、スケジュール、責任機関、予算措置方法等について確認する。また、同負担事項を実施するために必要な経費を算出し、先方政府と共有する。

- 1) 事業サイトの用地の確保及びこれにかかる住民補償
- 2) 事業サイト建設用地内の樹木の伐採又は移植
- 3) 環境影響評価の実施と許可の取得
- 4) サイト内耕作地利用者の建設工事中の代替地の確認または補償
- 5) 環境チェックリストの作成と環境モニタリングシートの作成
- 6) 政府負担事項に係る予算確保
- 7) カウンターパートの配置と経費負担
- 8) 完工後の維持管理・運営
- 9) 事業実施後の環境モニタリング

(23) 準備調査報告書(ドラフト)の作成

上記調査結果を準備調査結果報告書(ドラフト)として取りまとめる。なお、事業全体についての調査結果と、パイロットサイトに関する調査結果とをわかりやすく記載すること。

(24) 準備調査報告書(ドラフト)の協議

セネガル側関係機関に対し、準備調査報告(ドラフト)の内容について協議・確認し、コメントを取り付ける。なお、先方との協議に先立ち、JICAと協議・確認を行うこととする。

(25) 準備調査報告書の作成

セネガル側関係機関との協議及びコメントを踏まえ、準備調査報告書(成果品)を作成する。

## 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は4) 準備調査報告書。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 報告書等

- 1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等  
提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文 5 部、仏文 10 部（いずれも簡易製本）  
(先方提出分：仏文 5 部を含む)

2) インテリム・レポート

記載事項：事業背景や目的、実施体制・資金フロー、パイロットサイトにおける整備方針、環境社会配慮事項等。その他、提出時期までに調査を了した事項

提出時期：調査開始 3 ヶ月以内を目処

部 数：和文 5 部、仏文 10 部（いずれも簡易製本）  
(先方提出分：仏文 5 部を含む)

3) 準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始 6 ヶ月以内を目処

部 数：和文 5 部、仏文 10 部、英文 10 部（いずれも簡易製本）  
(先方提出分：仏文 5 部、英文 5 部を含む)

4) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：準備調査報告書（ドラフト）に対するセネガル側コメント提出から 1 ヶ月以内

部 数：和文 5 部、仏文 15 部、英文 15 部（いずれも製本）、CD-R 3 部  
(先方提出分：仏文 10 部、英文 10 部を含む)

※簡易製本版を別途和文 5 部、仏文 10 部、英文 10 部作成する。

製本版が、一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下の通りであるが、具体的な削除対象箇所については、別途監督職員と業務主任者が協議のうえ決定することとする。

- ① 積算事業費の詳細（コスト積算支援ツールを使用し作成されるコスト積算キット（Excel ファイル））
- ② 調達方法の留意事項（入札方法（ICB/LCB）、パッケージ分け等）、コンサルティング・サービスの人月等
- ③ IRR の算出シート

なお、準備調査報告書（ファイナル・レポート）の作成にあたっては、情報提供元（実施機関）から公表について確認を取ることとする。

## (2) 報告書の作成・印刷仕様

報告書類の印刷、電子化については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、準備調査報告書については製本することとし、その他の報告書等はすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参考する。

## (3) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは対象項目別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上でデータの確認が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。

## (4) その他提出物

### 1) 議事録・写真等

先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 営業日程度のうちに JICA に提出すること。また、現地業務時に撮影した写真（30 枚程度、調査した現場の写真を含めること）を業務完了報告書に添付する。また、本事業実施前と、有償資金協力による事業が完了するタイミングでの構造物・整備効果の対比を行うことができる現場写真を JICA へ提出する。

### 2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタント業務従事月報を翌月 15 日までに JICA に提出する。

### 3) その他

上記の提出物の他、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各種報告書の和文要約等、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提示する。

## (5) その他留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 3) 各報告書には、その内容要点を記載したサマリーを加えること。準備調査報告書については、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文・仏文サマリーの最初の部分に入れること。
- 4) 報告書の作成にあたっては、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を

確保すること。また、英文・仏文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

- 6) 報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

2019年4月より業務を開始し、2019年7月を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2019年10月までに準備調査報告書（ドラフト）、2019年12月上旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

年	2019											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
国内作業	■			■				■■				
現地作業		■■■			■■			■				
報告書		▲ IC/R			▲ IT/R			▲ DF/R		▲ F/R		

IC/R : インセプション・レポート

IT/R : インテリム・レポート

DF/R : ドラフト・ファイナル・レポート（準備調査報告書（ドラフト））

F/R : ファイナル・レポート（準備調査報告書）

#### 2. 業務量の目安と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目安

合計 約 22.42M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任者／運営維持管理体制（2号）
- 2) 灌溉施設設計／施工計画（3号）
- 3) 農道設計／施工計画
- 4) 土壌／営農
- 5) 農業機械／機械維持管理計画
- 6) 経済財務分析
- 7) 調達計画／積算
- 8) 環境社会配慮／ジェンダー
- 9) 組織強化

### （3）通訳

現地での仏語—英語通訳の備上を認める。必要経費を見積書に記載すること。

## 3. 配布資料等

### （1）配布資料

- 1) コスト積算キット
- 2) リスク管理シート（Risk Management Framework）
- 3) SAEDによる灌溉整備候補案件リスト
- 4) 「セネガル川流域灌漑稻作生産性向上プロジェクト」で策定した稻作振興のための「マスターplan」

### （2）公開資料

- 1) JICA Climate Financial Impact Tool

[https://www.jica.go.jp/english/our\\_work/climate\\_change/adaptation.html](https://www.jica.go.jp/english/our_work/climate_change/adaptation.html)

- 2) 円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/procedure/guideline/handbook/japanese\\_2012.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/handbook/japanese_2012.html)

- 3) JICA 環境社会配慮ガイドライン

<https://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

## 4. 現地再委託

「第2 6. 業務内容」において現地再委託を可としている業務について再委託を行う場合、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイド

イン（2012年4月）」に基づいた手続きとする。委託業者の業務遂行に関しては、適切な監督、指示を行うこと。またプロポーザルでは、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。必要な経費は、本見積に含めること。

## 5. その他留意事項

### （1）安全への配慮

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所及び在セネガル日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時に安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡を取ることのできる体制とし、通信手段の確保、治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るように留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### （2）不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### （3）適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上